

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第1次回答

管理番号

21

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

指定給水装置工事事業者の指定に関する手続の見直し

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定給水装置工事事業者の指定に関する手続に当たり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。

具体的な支障事例

【現行制度】

指定給水装置工事事業者の指定の申請、更新及び一部の変更の届出に当たっては、水道法施行規則第18条第2項第2号並びに第34条第2項第1号及び第2号により、法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写しを添えなければならないと規定されている。

【支障事例】

現行制度下では、申請又は届出に必要な登記事項証明書又は住民票の写しを申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、指定給水装置工事事業者の指定の申請等の手続について、インターネットを介した手続の導入可能性の検討に当たり、登記事項証明書及び住民票の写しの添付が必要となるため、それらについて電子的な確認ができるようにしてほしい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定給水装置工事事業者の新規指定や更新、一部の変更の届出に当たって、添付書類が少なくなるほか、指定事業者による証明書類の取得作業がなくなるなど、電子化により指定事業者・水道事業者双方の効率化が図られる。

根拠法令等

水道法第25条の2第2項、第25条の3の2第4項、第25条の7、
水道法施行規則第18条第2項第2号、第34条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、ひたちなか市、桐生市、千葉県、神奈川県、川崎市、堺市、鳥取県、広島市

○指定給水装置工事事業者の手続きについて、電子化を検討しているが、申請又は届出に必要な登記事項証明書又は住民票の写しを書面を提出する必要があるため、電子化の障害となっている。水道法で定められている諸手続について、国で統一したシステムを開発・導入してほしい。

○電子化により添付書類の確認等が省略でき、事務の効率化が図られることから、インターネットを介した手続きの導入を求め、導入の際には当市でも活用を検討する。

○当市においても電子申請システムの導入を検討しているが、法令により、確認書類の原本(法人:登記事項証明書や個人:住民票の写し)が求められている。

【対応】電子申請を導入しても、確認書類の原本が必要なため、別途、事業者に対し、郵送や持参などで提出を求めることになる。これでは事業者や上下水道局にとって、電子申請の導入メリットを享受することができず、効率化を図ることも困難だと考えている。法令改正により電子確認が可能なルール創設を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答

指定給水装置工事事業者の指定に関する水道事業者の手続においては、令和3年3月の水道法施行規則改正により、申請様式における押印を廃止し、電子文書による作成を可能としたところであるが、申請にあたって申請者が法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写しを求めている状況。

なお登記事項証明書については申請書に記載された法人の商号(名称)、本店(主たる事務所)及び代表者の氏名を、住民票の写しについては申請書に記載された氏名及び住所を、それぞれ確認することで本人確認を行うことを目的としている。

登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続については、令和2年10月26日に運用を開始した国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定である。

また、住民票の写し等の添付が必要とされている行政手続等については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条の規定により、手続を受ける行政機関等が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条に定める電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置により、確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、その添付を要しないものとされている。

以上を踏まえ、ご要望に応えるべく必要な検討を行う。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第1次回答

管理番号

75

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方版総合戦略における数値目標や KPI の設定の不要化

提案団体

岡山市

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府

求める措置の具体的内容

地方版総合戦略において、数値目標や KPI の設定を求めないよう、「地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き」の改訂を行う(「4. 数値目標・重要業績評価指標(KPI)の設定」、「6. 総合計画等と地方版総合戦略との関係」等)

具体的な支障事例

地方創生推進交付金の申請に当たっては、「地方版総合戦略」、「地域再生計画」及び「事業実施計画」の3つの計画等を策定する必要があり、地方自治体における事務負担が過重となっている。

特に、地方版総合戦略については、まち・ひと・しごと創生法でその目標等を定めることが明記されているものの、重要業績評価指標(KPI)を記載することまでは法定されていない。

このため、いわゆる「総合計画」において、人口減少克服・地方創生という目的が明確であれば、数値目標や KPI が記載されていなくとも総合計画を地方版総合戦略とみなし、同戦略の策定を省略することで、事務負担が軽減される。

また、数値目標や KPI を設定するために、現状分析や今後の動向を分析することが必要となり、外部の専門家に調査分析を依頼する必要があるなど、時間・経費・労力が必要となり、このことも自治体の負担になっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

類似の計画を作成する必要がなくなることで、地方自治体における過重な事務負担が解消されることにより、地方創生をはじめ真に必要な業務に注力することができる。

根拠法令等

まち・ひと・しごと創生法第9条、第10条、地域再生法第5条・第13条、地方創生推進交付金制度要綱、地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き(令和元年12月版)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

佐倉市、柏市、横浜市、川崎市、浜松市、名古屋市、半田市、田原市、京都府、京都市、羽曳野市、高松市、高知市、延岡市

○当市においても、地方創生推進交付金の申請における計画等の策定が負担となっており、総合計画を地方版総合戦略とみなすことができれば事務負担の軽減につながると考える。地方版総合戦略と総合計画を一体化

しやすいよう、地方版総合戦略の KPI の設定方法や効果検証の方法についても併せて見直しをしていただきたい。

各府省からの第 1 次回答

【回答】

ご提案の趣旨を踏まえ、PDCAサイクルにおける重要業績評価指標(KPI)の活用状況等について調査を実施した上で、その調査結果を基に、重要業績評価指標(KPI)を設定する単位の在り方等、手引きの改定の可否について令和3年度中に検討し、結論を得る。

地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(以下「手引き」という。)については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づき、地方公共団体の参考となるよう留意すべき事項を示しているものであり、策定・効果検証に当たっては、地方公共団体において、技術的な助言として活用いただいていると認識している。

なお、数値目標の不要化については、定性的な目標を定めることができるよう手引きに記載していることから、適切ではなく対応は困難である。

【理由】

「次期「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について(通知)」(令和元年12月20日付閣副第769号・府地創第118号)等において、「本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくもの」と明記しており、あくまで技術的な助言として行っているものである。

(※技術的な助言とは、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言として、客観的に妥当性のある行為を行い又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりする通知を発することができるものとされているものである。)

効果的なPDCAサイクルに基づく効果検証の実践においては、重要行政評価指標(KPI)の設定は必要であると考えているが、地方版総合戦略が第1期の開始から約7年が経過している状況を踏まえると、手引きの在り方を見直すことも考えられる。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第1次回答

管理番号

120

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方版総合戦略に求める要件等の簡素化など、同戦略の在り方の見直し

提案団体

京都市

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府

求める措置の具体的内容

地方自治体の限られた人員、資源等を効率的に配分、活用するに当たっては、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略に求める要件等(KPIの設定、毎年の外部有識者の評価を含めた進捗管理等)の簡素化など、地方版総合戦略の在り方を地方自治体の実情等を踏まえて見直しいただきたい。

具体的には、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」p.9～p.12において、基本目標及び各施策ごとにKPIを設定することが求められており、KPIの数が課題になる。加えて、原則としてアウトプットではなく、アウトカムによる指標設定が求められていることから、指標の検討及び毎年の進捗管理に多くの労力を要している。

また、同手引 p.6において、「現場の声を聴き実行する」枠組と地方版総合戦略の推進組織との有機的な連携、p.19に外部有識者の参画による効果検証が求められており、戦略の推進及び進捗管理にも多くの労力を要している。

については、設定するKPI数の減や行政内部における進捗管理を可能とする制度に改正いただきたい。

地方版総合戦略には、基本目標とそれに紐づく施策の双方にKPIを設定することを求めているが、そもそも施策自体が基本目標の達成のために取り組むものであり、基本目標または施策の一方にKPIを設定することをもって、計画的に事業を実施するという目的は達成されるものと考えている。

具体的な支障事例

まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定は努力義務とされているものの、地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税などの地域再生法に基づく国の財政支援措置を活用するに当たっては、同戦略を策定していることが求められる。

当市においては、公債償還基金の計画外の取崩しや新たな市債の発行などにより、不足する財源を補てんしており、令和元年には財政調整基金が底をついた状況にある。このように緊迫する自治体財政の中において、地方創生に取り組むに当たっては、国の財政支援を活用する必要性は高く、同戦略の策定は実質的に策定の義務として地方自治体に課されている状況にあるが、計画策定に当たってもそのための経費と人員、労力といったコストを要しており、これらが大きな負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画策定に向けた行政運営の効率化等が図られ、地方自治体の負担軽減等につながる。

根拠法令等

- ・地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第1号及び第13条
- ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号、28農振第4号国総政第1号、環廃

対発第 1604201 号)第3、第 11 及び第 12

- ・まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第9条、第 10 条
- ・第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020 改訂版)
- ・地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和元年 12 月版)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

柏市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、半田市、田原市、京都府、羽曳野市、鳥取県、高松市、高知市、延岡市

—

各府省からの第 1 次回答

【回答】

ご提案の趣旨を踏まえ、PDCAサイクルにおける重要業績評価指標(KPI)の活用状況や外部有識者の参画による効果検証の実施状況等について調査を実施した上で、その調査結果を基に、重要業績評価指標(KPI)を設定する単位など手引きの在り方について令和3年度中に検討し、結論を得る。

地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(以下「手引き」という。)については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の4(技術的な助言)に基づき、地方公共団体の参考となるよう留意すべき事項を示しているものであり、策定・効果検証に当たっては、地方公共団体において、技術的な助言として活用いただいていると認識している。

なお、現行の手引きにおいては、例えば、外部有識者を含む検証機関による効果検証を定期的に行うことが重要であるとしており、毎年の外部有識者の参画による効果検証を求めているものではない。

【理由】

「次期「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について(通知)」(令和元年 12 月 20 日付閣副第 769 号・府地創第 118 号)等において、「本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の4(技術的な助言)に基づくもの」と明記しており、あくまで技術的な助言として行っているものである。

(※技術的な助言とは、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言として、客観的に妥当性のある行為を行い又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりする通知を発することができることとされているものである。)

効果的なPDCAサイクルに基づく効果検証の実践においては、重要行政評価指標(KPI)の設定は必要であり、外部有識者の参画は重要であると考えているが、地方版総合戦略が第1期の開始から約7年が経過している状況を踏まえると、手引きの在り方を見直すことも考えられる。

なお、手引きでは、「地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能」と明記している。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第1次回答

管理番号

126

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

北方領土問題等に関する国又は都道府県への請願における電子署名の取扱いの明確化

提案団体

北海道

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府

求める措置の具体的内容

当団体では、これまで北方領土問題等に関する取組として、総理大臣等に対して要請書等を提出する請願を行っている。

近年、技術的にはインターネットによる署名も可能となっているが、国又は都道府県への請願に際して、インターネットにより収集した署名(以下「電子署名」という。)の添付の可否や署名者の本人確認など、その取扱いが明確化されていないため、通知等において明確化されたい。

具体的な支障事例

【提案の背景】

当団体は、北方領土返還要求署名活動団体として、市町村や民間団体と連携してイベント等において対面で募っているが、新型コロナウイルス感染症の影響による署名機会の減少に伴い、署名実績は大きく減少している。今後、北方領土返還要求運動への関心を高め、国民世論の結集と高揚を図るためには、若年層を中心とした各世代が参加しやすい環境づくりが必要である。

また、国はデジタル化社会の形成を推進しており、インターネット等を活用した取組を一層強化する必要がある。

【支障事例】

インターネットを利用した署名活動は、デジタル化社会の形成に対応した北方領土問題への国民的な関心の高まりや、北方領土返還要求運動への参加促進策として高い効果が期待できる一方で、国又は都道府県への請願に際し、電子署名により作成した請願書と一体となった署名簿の添付の可否や、署名者の本人確認など、電子署名の取扱いやその要件等が明確化されておらず、行政府における統一した請願事務の処理やデジタルガバメントの実現に向けた新たな取組の妨げとなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【署名の本人確認に係る懸念の解決策】

上記支障の解消のため、請願に係る電子署名の取扱いやその要件等を通知等により明確化し、国や都道府県における事務処理の統一化を図る。なお、電子署名による署名簿の添付が可能となる場合、なりすまし等の懸念については、本人確認等(ID/パスワードの登録など)を行うことにより、国が求める押印原則等の見直しに沿った対応が可能であると考えられる。

【制度の導入による効果】

次の点から、住民の利便性の向上のほか、国の重点施策と連携した高い効果が期待できる。

(1) 新たな手法による署名機会の確保

現在の自筆による署名簿に加えて、新たに電子署名による署名簿の提出が可能となることにより、イベント等に依存せず、いつでも、どこでも、誰でもが署名に参加できる環境が確保される。

(2) 若年層の北方領土返還要求運動の参加促進

デジタル機器に馴染んでいる多くの若者に対し、返還要求運動に参加しやすい環境が提供でき、内閣府北方対策本部の令和3年度最重点課題である「若年層と元島民後継者等の次世代融合による新次元での返還運動の展開」など、国の方向性とも合致する。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策

インターネットを活用した非接触による安全な署名が可能となる。

根拠法令等

請願法(昭和22年法律第13号)第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

名古屋市、岡山県、宇和島市、沖縄県

○北方領土問題にかかる署名については、従来街頭啓発活動等において募っているが、コロナ禍においては対面での署名活動は難しくなっている。そのため、新たな手法として電子署名を活用することは有意義なものとする。

各府省からの第1次回答

北方領土問題に関する請願を含めて、請願法に基づく官公署に対する請願については、請願者や請願内容に賛同する者(署名者)の自署や押印は必要ありません。したがって、電子署名等を行った方の氏名を請願書に請願者として記載することは、現行制度上も可能となっていますし、請願書に関連する資料として、当該請願書の内容に賛同する方の電子署名等をまとめたものを請願書に添付いただくことも可能です。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第1次回答

管理番号

175

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の手続きの明確化

提案団体

三宅町、浜松市

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府、財務省

求める措置の具体的内容

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附について、寄附価額の算定方法、及び寄附物品の取り扱い方法等手続きを明確化すること。

具体的な支障事例

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)において、事業者より金銭ではなく、物品による寄附の申し出があったが、寄附価額(物品の価額)を算定する基準等が示されていないため、寄附の額を証する書面の作成に関する対応に苦慮した。

そのため、物品の価額の算定については、県を始め、内閣府及び税務署に確認をしつつ事業者と調整をする必要があり、物品による寄附の受け入れに支障が生じている。

なお、寄附物品の受領後の取扱いについては、そもそもが不明瞭であり、かつ、寄附の方法(一般寄附と企業版ふるさと納税での寄附)によって取扱いが異なるかも不明瞭であるため、活用方法に苦慮している。(例えば、企業から地方創生応援税制での物品の寄附の申し出があった場合に、金銭を前提としている現在の地方創生応援税制の条件を満たせば、一般寄附ではなく、地方創生応援税制での寄附として受領してよいか。また、地方創生応援税制での寄附として、例えば、育児用飲食物を受領した場合において、市町村の裁量により実績報告で報告した事業(子育て施策)以外での活用(災害時での配布等)へと修正ができるのか。また、活用時期について、受領した年度内ですべてを活用しなければならないのか、または翌年度での活用もできるのかなどの取扱い方法が不明瞭であり、苦慮している。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

自治体が物品の価額を算定するに当たっての判断基準等が示されることにより、自治体側が確認すべき事項を理解した上で、寄附価額の算定作業等を進めることができ、寄附受付業務の円滑化が期待できる。

また、事業者側が自治体に提出すべき書類等を予め準備することが期待できるため、寄附の募集及び受け入れに当たっての事業者との調整も円滑に進むことが期待できる。

さらに、自治体が活用を検討している事業において、事業者からの物品による寄附を積極的に募集することにより、地方創生のさらなる推進を行うことができる。

根拠法令等

地域再生法(平成17年法律第24号)第13条の2、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)第14条、別記様式第3、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A(第9版)〈事業実施・実施状況報告編〉(2020年12月28日)、国税通則法(昭和37年法律第66号)第16条、法人税法(昭和40年法律第34号)第74条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、横浜市、山梨県、長野県、名古屋市、半田市、西尾市、京都府、兵庫県、奈良県、香芝市、高松市、高知県、熊本市、大分県、宮崎市、延岡市

○昨年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、医療用資材等の物品の寄附が多数あった。今後も物品による寄附が予想され、寄附価額の算定方法や寄附物品の取り扱い方法等手続きが明確化されることで、地方創生応援税制の活用を積極的に検討することができる。企業に対し、物品の寄附を積極的に募集することで、企業版ふるさと納税を活用した寄附の増加が期待できる。

○同様のことがあった場合には、額の算定に相当苦慮するものと思われる。

○当県においても、事業者より物品による寄附の申し出があったが、寄附価額の評価方法等の手続きが明確化されていないため、都度内閣府及び税務署への確認を要し、寄附の受入に支障が生じている。

○当県においても物品による寄附の申し出が複数件検討されており、同様に寄附額の価額算定に苦慮している。

については価額算定方法等に一定の指針を示していただきたい。

○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、当市においても同様に、フードロスやSDGs、子ども・子育て支援の観点から、乳児及び妊産婦用物品の寄附の申し出があり、物品価額の算定や受領後の取り扱いの検討に苦慮したところである。（本件は結論として企業版ふるさと納税の活用はなかった。）

全国的に見れば、災害用コンテナハウスや楽器（個人版ふるさと納税）による寄附が行われるなど、今後も現金以外での物品による寄附件数は増加することが予想され、自治体や内閣府においても一定の判断基準が必要となる。

そのため、寄附を認める物品の種類（固定資産や一般消耗品）や、物品価額の算定方法、受領後の取り扱い方法など、一般的なガイドラインを作成し、税務署とも事前に協議・調整いただくことで、自治体や寄附企業の事務効率化を図ることはもとより、事業者からの物品寄附の積極的な募集など、地方創生のさらなる推進を行うことができる。

各府省からの第1次回答

【内閣官房・内閣府】

物品による寄附については、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A＜事業実施・実施状況報告編＞」に記載しているように、一般に、「当該物品の価額を特定することが難しく、現金による寄附と比較して、その寄附額を確定することが困難であると考えられるため、地方創生応援税制に係る寄附については、できる限り現金で受領」することを求めている。

すべての現金以外の資産について価額の算定方法及び寄附受領後の手続きを示すことは困難だが、令和3年度中に、地方公共団体のニーズ等を調査した上で、国税及び地方税の取扱いも踏まえながら、明確化の必要性が高い現金以外の資産の範囲や寄附受領後の手続きの在り方等に関する論点整理を行う。その後、詳細な検討を行い、令和4年度中のできるだけ早い時期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【財務省】

法人税法上の寄附金の額については、贈与の時における価額とされ、当該価額は、一般的には第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額としている。

このため、個々の具体的な事実関係に応じて判断することになり、一律にその価額の算定方法をお示しすることは困難であるが、内閣府から手続の明確化について協議があれば応じてまいりたい。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第1次回答

管理番号

200

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

新型コロナウイルス感染症対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間の延長

提案団体

八王子市、福島県、さいたま市、横浜市

制度の所管・関係府省

内閣官房、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法第85条第1項及び第2項の応急仮設建築物については、その建築工事を完了した後3ヶ月間存続させることが可能であるが、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときに限り、許可により2年以内の期間を限って存続期間の延長が可能になっている。

新型コロナウイルス感染症への対応のために設置される臨時的医療施設などについて、安全性等の観点から支障がないと認められる場合は、東日本大震災や特定非常災害の例も踏まえつつ、特定行政庁が2年3ヶ月を超える存続期間を柔軟に許可できるように制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

新型コロナウイルス感染症の発生以降、全国的に隔離診察施設やPCR検査棟などの応急仮設建築物が設置されていると認識しているが、存続期間が最長2年3ヶ月であることから、早ければ令和4年夏には許可期限が到来することとなる。コロナ禍の収束時期が見通せない中、応急仮設建築物について2年3ヶ月を超えて利用できない場合は、全国で支障が生じる可能性がある。

A県の場合、令和2年8月以降、外来診療待合室などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ33件となっている。

B市の場合、令和2年8月以降、仮設診療所などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ13件となっている。

C市の場合、令和2年12月以降、新型コロナウイルス対応発熱外来施設などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ4件となっている。

D市の場合、令和2年4月以降、医療機関から、PCR検査棟などの応急仮設建築物について多数の相談が寄せられており、現在申請中が1件となっている。

コロナ禍の収束時期が見通せない中、地域によってコロナの感染状況や医療施設等の状況が区々であることから、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、特定行政庁が安全性等の観点から支障がないと認めるときに限り、2年3ヶ月を超えて応急仮設建築物の存続期間を許可できるよう、制度の見直しを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

新型コロナウイルス感染症の状況に柔軟に対応できるよう、特定行政庁の裁量を拡大することにより、地域の実情に合わせた医療体制等の確保が可能となる。

根拠法令等

建築基準法第85条、第87条の3、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、相模原市、長野県、亀山市、兵庫県、神戸市、徳島県、宮崎県、鹿児島市

○当県においても、数件建築基準法第 85 条 2 項に基づく仮設建築物の申請があり、現在の新型コロナウイルス感染症の状況から、2 年の期間を超える可能性が高い。

○新型コロナウイルス感染症の状況に対応するため、既存施設について法第 87 条の 3 を適用し、一時的に用途変更を行い、軽症者のための宿泊療養施設としている。コロナ禍の終息時期が見通せない中、令和 4 年夏には許可期限が到来することとなるが、同施設が継続して必要とされる可能性がある。

○当市においても新型コロナウイルス感染症対策として、病棟、PCR 検査棟など計 5 件の応急仮設建築物の許可を行っている。

現在、新型コロナウイルスの収束の見通しが見つからないため、最大 2 年 3 か月の許可期限後の取扱いについて、既に相談を受けており対応に苦慮している状況である。また、許可期限後において、施設を利用できなくなれば、別施設の整備や対応できる医療施設の減少などにより社会混乱を生じさせかねないとする。したがって、地域の感染状況に応じて、特定行政庁が 2 年 3 か月を超えての存続期間を許可できるよう制度を整備いただきたい。

○許可事例は 2 件あるが、現時点では存続期間延長の要望はない。許可を行って間もないこともあり、現時点で要望はないが、今後も許可申請の可能性があり、新型コロナウイルス感染症の状況に柔軟に対応できるようにすることは望ましいと考える。

各府省からの第 1 次回答

ご提案を踏まえ、特定行政庁の意見を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症やその他の事情における仮設建築物に係る既存制度の課題や制度変更による問題点の有無等を確認の上、対応を検討してまいります。